

- 2面 介護保険料の口座振替払込済通知書をお送りしました
住民参加型市場公募債「新宿まち債」の募集
- 3面 4月開設 事業所内保育所の新入園児を募集
- 8面 「学校選択制度の見直し方針」(案)へのご意見を募集



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

自分と大切な人の命を守るために

首都直下地震に備えを

毎年1月15日～21日は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として設けられた、ボランティアや自主的な防災活動、災害への備えを考える「防災とボランティア週間」です。昨年は熊本県・鳥取県で大きな地震が発生し、首都直下地震もいつ起きてもおかしくないと言われています。首都直下地震が発生した場合、新宿区では最大で震度6弱～6強の揺れに襲われると予測されています。地震による被害を少しでも減らし、大切な命を守るためにできることを考えてみませんか。



画像提供:神戸市

家具転倒防止などの対策を

阪神・淡路大震災では、亡くなった方やけがをした方の原因の多くが自宅の倒壊や家具の転倒などによるものです。また、東日本大震災では、長周期地震動(ゆっくりとした長い揺れ)によりマンションの高層階が大きく揺れ、家具の転倒などによる被害が発生しています。家具を壁や天井に固定するなど、ご自宅に合った方法でしっかり対策しましょう。



【問合せ】危機管理課危機管理係(〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階)☎(5273)4592・☎(3209)4069へ。

地域の助け合いの輪が大切です

災害発生時には、隣近所との助け合いが大切です。自分の身の安全が確保できている場合は、地域の初期消火活動や救出・救護活動にご協力ください。日頃から地域のイベントや町会などが主催する防災訓練と一緒に参加することで、隣近所の助け合いの輪を広げ、災害による被害を減らすことができます。また、近隣の方とあいさつや声掛けをするなど災害時の助け合いにつながる「顔の見える関係」を築いておくことも必要です。



災害時に支援が必要な方を地域で見守ります 災害時要援護者名簿へご登録を

災害時の避難等に支援を必要とする方を把握するため、災害時要援護者名簿を作成しています。本人の申し出により名簿への登録を行います(登録者から優先的に救出するための名簿ではありません)。

●名簿登録の対象

- ▶75歳以上のみの世帯の方
- ▶介護保険の「要介護3」以上の方
- ▶認知症の方
- ▶障害のある方
- ▶難病等で特別な医療ケアを受けている方 ほか

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)4080・☎(3209)9948へ。

●住宅用家具転倒防止

対策を支援しています
区では、専門業者をご自宅に派遣し、設置場所に適した器具や取り付け方法を相談・調査した上で、無料で器具を取り付けています(器具の購入費用は利用者の負担になります)。

【対象】区内在住の方

【対象となる家具】タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ

※住宅部分にある家具で、区の指定器具で取り付けが可能なものに限りです。

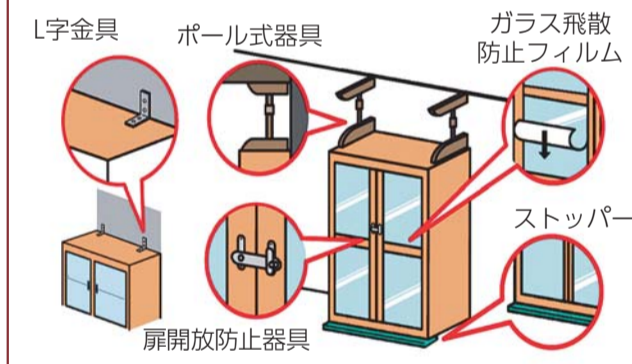
【費用】無料(器具取り付けの点数制限はありません)

※器具の購入費用は利用者の負担になります。区が派遣する専門業者から購入するか、事前に準備してください。「災害時要援護者名簿」(右中段参照)に登録している方と生活保護を受けている方は、器具の購入費用が5点まで無料です(1回限り)。

※天井や壁の補強工事が必要な場合の費用は利用者の負担になります。

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課危機管理係へ。申請書は同課・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページからも取り出せます。

家具転倒防止器具等の取り付け例



日頃の備えを忘れずに

大地震が発生すると、電気・ガス・水道などのライフラインが停止する恐れがあります。日頃から、各自の状況に合わせて生活に必要な物を備えておきましょう。非常持出袋などにまとめておくと、災害時にすぐに持ち出せます。

▶懐中電灯などの照明器具、簡易トイレ

▶飲料水・食料…各家庭の状況に応じて、3日～1週間分。日頃から、食料などを少し多めに購入し、使用した分を買い足していくことで、日常生活の中でも無理なく備蓄できます。

▶持病等への備え…普段から飲んでいる薬がある、食物アレルギーがあるなどの場合、各自の状況に合わせた備えも忘れないようにしましょう。

※区では、防災用品のあっせんをしています。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階)☎(5273)3874・☎(3209)4069へ。



建物の耐震化を応援します

●区の支援事業をご活用ください

区では、首都直下地震による被害を最小限にし、災害に強いまちをつくるため、建物の耐震化支援事業を進めています。

パンフレット「地震に強い あなたの住まい」(右図)では、建物の耐震診断や耐震改修工事への補助など区の支援事業を紹介しています。パンフレットは防災都市づくり課・特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。建物の耐震化を進めるために、ぜひご活用ください。

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎7階)☎(5273)3829・☎(3209)9227へ。



耐震ベッド展示会

就寝中の地震から命を守る耐震ベッド(右写真)の実物を展示します。当日直接、会場へおいでください。

【日時】1月23日(月)～27日(金)午前9時～午後5時(24日(火)は午後7時まで)

【会場】区役所本庁舎1階ロビー

●耐震ベッド・シェルターの設置費用を補助しています

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造住宅にお住まいの障害のある方または65歳以上の方

※ほかにも要件があります。詳しくは、防災都市づくり課へお問い合わせください。上記パンフレット、新宿区ホームページでもご案内しています。

【補助金額】耐震ベッド・シェルター設置費用の10分の9(限度額あり)

